

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 長野県山ノ内町
本事業の担当部局名 健康福祉課福祉係

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	山ノ内町結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和3年度
総事業費(A)(円)	2,700,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	2,700,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	2,700,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通 結婚支援の取り組みを山ノ内町社会福祉協議会に「結婚活動応援事業」として委託し、結婚相談所を開設し、結婚に関する相談や出会いの場の提供、各種セミナーの開催で、カップル成立、成婚につなげてきた。しかし、晩婚化や未婚化の影響もあり少子化は進んでおり、経済的負担も大きい状況がある。このため、昨年度に引き続き、出会いの場の提供やセミナーの強化を行い、新婚世帯への経済的負担の軽減を行うため、結婚新生活支援事業を実施する。				
	＜本個別事業の位置付け＞ 結婚新生活支援事業を実施し、経済的負担の軽減を図るため。				

個別事業の内容

1. 概要

【対象費用】

☐ 住宅取得費用

☐ 住宅リフォーム費用

☐ 住宅賃借費用

☐ 引越費用

【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満
年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
	自治体独自基準	

【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円
	自治体独自基準	
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円
	自治体独自基準	

【その他独自要件】

2. 申請見込

①新規世帯見込

5

世帯

上記のうち

ともに29歳以下	2	世帯
その他	3	世帯

②継続補助世帯見込

1

世帯

(継続補助規定の有無)

有

【世帯数積算根拠】

実績のある令和4年度を参考に積算

(参考)

【令和6年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	3	世帯
～12月(実績)	2	世帯
1月～3月(見込)	1	世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞		＜左記の上限額の合計を使用しない場合の積算＞	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 =	1,200,000 円	
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円	
	(継続補助)	600,000 円	
	合計	2,700,000 円	

3. 広報の実施予定

ホームページへの掲載。チラシの印刷を行い、不動産業者や建設業者に配布の依頼をする。役場窓口などにも設置し、婚姻届提出したときに配布する。